

SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

1月号 Vol.117

本年も宜しくお願い申し上げます

明けましておめでとうございます！本年も弊社及び弊誌を宜しくお願い申し上げます！

中国では今年の元旦休みは1月1日だけでした。日本国内の多くの会社が5日まで休まれているので、弊誌の配信を本日6日としました。

中国共産党中央委員会と国務院が主催する最高レベルの年次経済会議である2024年中央経済工作会议が、2024年12月11日から12日まで北京で開催されました。公表されている当該会議の内容の中で、「会議要求」という項目では、「より積極的な財政政策を実施する必要がある。財政赤字比率を高め、財政政策が引き続き効果的で強力であることを保証する。財政支出の強度を高め、重点分野の保証を強化する。超長期特別国債の発行を増やし、「両重」項目と「両新」政策の実施を引き続き支援する。地方政府特別債の発行と使用を増やし、投資分野とプロジェクト資本の範囲を拡大する。財政支出構造を最適化し、資金使用の効率を高め、民生の利益、消費の促進、体力の増強にさらに重点を置き、「三保」の底線を草の根レベルで確保する」となっており、地方債務への対応や積極財政政策への言及がされています。また2025年の重点任務として、以下の9つの項目を掲げています。項目1:消費を積極的に振興し、投資効率を高め、国内需要を全方位的に拡大する。消費を拡大し、中低所得層の所得増加と負担軽減を促進するための特別措置を実施し、消費能力、消費意欲、消費水準を高める。項目2:科学技術革新による新生産力の発展をリードし、現代産業システムを構築する。項目3:国有企業改革の深化と民営経済を推進する法律を公布する。項目4:対外開放を高度に拡大し、対外貿易と対外投資を安定させる。項目5:重点分野におけるリスクを効果的に予防・解決し、システムリスクゼロの底堅さを堅持する。不動産市場の下落阻止・安定を推進する。項目6:穀物と重要な農産物の安定的な生産と供給を確保し、農業の総合的利益と競争力を高める。項目7:地域戦略の実施を強化し、地域発展の活力を高める。項目8:炭素削減、汚染削減、グリーン成長を協調的に推進し、経済社会発展の全面的なグリーン化を加速する。項目9:重点地域、重点産業、都市・農村の基層・中小企業に対する就業支援計画を実施し、重点グループの就業を促進する。以上ですが、やはり消費の拡大が挙げられており、そして就業についても触れられています。

そしてアメリカでは、1月20日に大統領就任式があります。第2次トランプ政権が始まります。不法移民対策、ロシアウクライナの停戦、イスラエルとパレスチナとの問題、そしてWTOを脱退するの可否か等々、これから発表される大統領令や政策が注目されます。いずれにせよ2025年は、世界が大きく動く1年となりそうです。

最後に中国では1月29日から春節休暇に入りますね。皆さん、良い春節をお迎えください！

今年も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済1

国家統計局は2024年12月9日に、2024年11月の全国CPI(消費者物価指数)とPPI(生産者物価指数)データを発表しました。主な内容は以下の通りです。

1. 消費者物価指数は前月比で減少し、前年比ではわずかに増加した。

11月は、気温の高さや旅行需要の減少などの影響で、全国消費者物価指数は前月比で下落、前年同月比では小幅上昇となった。食品・エネルギー価格を除いたコア消費者物価指数は前年比0.3%上昇と前月比0.1ポイント上昇し、引き続き上昇した。

前月比で見ると、CPIは0.6%低下し、前月より0.3ポイント上昇した。これは主に食品価格の超季節的落下によるものである。そのうち、食品価格は2.7%低下し、過去10年間の同時期の平均水準より2.5ポイント高い。

11月、全国平均気温は1961年以来最も高く、寒気的作用も少なかったため、農産物の生産、貯蔵、輸送に好都合だった。生鮮食品の価格は季節水準をほとんど超えて下落し、そのうち生鮮野菜、豚肉、生鮮果物、水産物の価格はそれぞれ13.2%、3.4%、3.0%、1.3%下落し、これらを合わせるとCPIは前月比で約0.46ポイント下落し、CPI全体の下落の約80%を占めた。非食品価格は前月比0.1%下落した。

食品以外の項目では、観光旅行が閑散期に入り、航空券、ホテル宿泊費、旅行費はそれぞれ季節的に8.6%、7.3%、5.6%下落した。冬物の衣服が新しいもの買い替えられ、衣料品の価格は0.6%上昇した。一部の新型車が発売され、ガソリン車の価格は0.2%上昇し、約9か月ぶりに値上がりした。

前年比で見ると、CPIは0.2%上昇し、前月より0.1ポイント低下した。これは主に食品価格の上昇率の低下によるものである。そのうち、食品価格は1.0%上昇し、前月より1.9ポイント低下した。

食料品のうち、豚肉と生鮮野菜の価格はそれぞれ13.7%と10.0%上昇し、上昇幅は縮小した。生鮮果物の価格は前月の4.7%上昇から0.3%下落し、牛肉、羊肉、食用油、鶏肉、穀物の価格は1.1%から13.5%下落した。

非食品価格は前月の0.3%下落から横ばいとなった。非食品のうち、エネルギー価格は前月比1.3ポイント低下の3.8%下落、うちガソリン価格は8.2%下落した。エネルギーを除く工業用消費財価格は前月の0.2%下落から横ばいに転じ、うち通信機器価格は前月の2.1%下落から0.7%上昇に転じた。ガソリン車価格は5.5%下落し、下落幅は縮小した。サービス価格は前月と同じ0.4%上昇した。

11月のCPI前年比0.2%増のうち、ラグ(経済状況を改善するために発動する経済政策の必要性が認知されてから、実際に発動されるまでの時間的な遅れのことを指す)効果は約0.1%ポイント、今年の価格変動の新たな影響は約0.1%ポイントと推計される。

2. PPIは前月比で低下から上昇し、前年比での低下幅は縮小した。

11月は、一連の既存政策と追加政策が相まって、工業製品の国内需要が回復し、生産者物価指数は前月比で低下から上昇に転じ、前年比では低下幅が縮小した。

前月比で見ると、生産者物価指数は前月の0.1%下落から0.1%上昇した。そのうち、生産手段価格は前月と同じ0.1%上昇、消費財価格は0.4%下落から横ばいとなった。一連のストック政策と増量政策の効果が引き続き現れ、不動産・インフラプロジェクトが推進され、セメント、非鉄金属、鋼鉄などの工業製品の価格が上昇した。

非金属鉱物製品業界の価格は1.2%上昇し、そのうちセメント製造価格は6.2%上昇、ガラス製造価格は1.8%上昇した。非鉄金属製錬・圧延加工業界の価格は1.2%上昇し、そのうちアルミ製錬価格は5.6%上昇した。鉄製錬・圧延加工業界の価格は0.2%上昇した。電気とガスの季節的な需要増加により、ガス生産・供給業界の価格は0.7%上昇し、電気と熱生産・供給業界の価格は0.3%上昇した。

石炭供給確保に向けた取り組みが強化され、発電所の石炭備蓄は十分となり、石炭採掘・選炭価格は0.4%下落した。国際原油価格の下落はわが国の石油関連産業の価格下落を牽引し、石油採掘価格と有機化学原料製造価格はともに1.4%下落した。

設備製造業では、太陽光発電設備及び部品製造の価格が2.0%下落し、新エネルギー自動車製造の価格が0.8%下落し、リチウムイオン電池製造の価格が0.6%下落した。コンピュータ製造の価格が0.6%上昇し、通信端末機器製造の価格が0.4%上昇した。消費財製造業では、農産副産物食品加工業の価格が0.4%下落し、繊維業の価格が0.2%下落した。文化、教育、芸術、スポーツ、娯楽用品製造業の価格が0.3%上昇した。

前年同月比で見ると、生産者物価指数は 2.5% 下落し、前月より 0.4 ポイント下落した。そのうち、生産手段価格は 2.9% 下落し、前月より 0.4 ポイント下落し、消費財価格は 1.4% 下落し、0.2 ポイント下落した。

調査対象となった主要産業のうち、石油・天然ガス採掘業は 12.5% 下落、石油・石炭・その他燃料加工業は 11.6% 下落、化学原料・化学製品製造業は 5.0% 下落、非金属鉱物製品製造業は 3.4% 下落、コンピュータ・通信・その他電子機器製造業は 2.5% 下落、電気機械器具製造業は 2.4% 下落、電力及び熱力の生産供給業は 0.9% 下落となった。上記 7 産業の下落幅は前月より縮小した。

鉄金属製錬・圧延加工業は 8.2% 下落、石炭採掘・洗浄業は 6.3% 下落となり、いずれも前月より 0.7 ポイント下落幅が拡大した。

自動車製造業の価格は前月と同じ 3.1% 下落した。非鉄金属製錬・圧延加工業の価格は 9.7% 上昇し、文化・教育・芸術・スポーツ・娯楽用品製造業の価格は 6.0% 上昇し、それぞれ前月より 1.4 ポイント、0.2 ポイント上昇した。

11 月の生産者物価指数の前年比変化率は -2.5% で、ラグ効果は約 -0.3% ポイント、今年の価格変動の新たな影響は約 -2.2% ポイントと推定される。

マクロ経済2

税関総書が 2024 年 12 月 10 日発表した税関統計によると、2024 年からの 11 か月間の中国の貨物貿易の輸出入総額(以下、「輸出入」という)は 39.79 兆円で、前年比で 4.9% 増加となった。そのうち輸出は 23.04 兆円で 6.7% 増加し、輸入は 16.75 兆円で 2.4% 増加した。米ドル換算値では、輸出入総額は 5.6 兆米ドルで 3.6% 増加したことになる。そのうち輸出は 3.24 兆米ドルで 5.4% 増加し、輸入は 2.36 兆米ドルで 1.2% 増加した。

主なポイントは次の通りとなる。

1. 一般貿易及び加工貿易の輸出入が伸びた

この 11 月の間で、中国の一般貿易輸出入額は 25 兆 5000 億円で 3.7% 増加し、中国の対外貿易総額の 64.1% を占めた。そのうち輸出額は 15 兆 4,000 億円で、7.9% 増加し、輸入額は 10 兆 4,600 億円で、1.8% 減少した。同期間の加工貿易輸出入額は 7 兆 2,200 億円で、3.6% 増加し、18.1% を占めた。そのうち輸出額は 4 兆 5,800 億円で、1.8% 増加し、輸入額は 2 兆 6400 億円で 6.9% 増加した。

また保税物流による輸出入は、5 兆 6,400 億円で 13% 増加し、そのうち輸出は 2 兆 2,000 億円で 10.9% 増加し、輸入は 3 兆 4,400 億円で 14.4% 増加した。

2. ASEAN、EU、米国、韓国への輸出入が伸びた

この 11 か月間で、ASEAN は最大の貿易相手国となり、貿易総額は 6 兆 2,900 億円で 8.6% 増加し、対外貿易総額の 15.8% を占めることになった。そのうち、ASEAN への輸出は 3 兆 7,400 億円で 12.7% 増加し、輸入は 2 兆 5,500 億円で 3% 増加した。EU は 2 番目に大きな貿易相手国となり、貿易総額は 5 兆 900 億円で 1.3% 増加し、12.8% を占めることになった。

そのうち EU 向け輸出は 3.34 兆円で 3.8% 増、輸入は 1.75 兆円で 3.3% 減。米国は第 3 位の貿易相手国で、中米間の貿易総額は 4.44 兆円で 4.2% 増、11.2% を占めている。そのうち米国向け輸出は 3.38 兆円で 5.1% 増、米国からの輸入は 1.06 兆円で 1.4% 増。韓国は第 4 位の貿易相手国で、中韓間の貿易総額は 2.11 兆円で 6.3% 増、5.3% を占めている。そのうち韓国向け輸出は 9,427.7 億円で 1.1% 減。韓国からの輸入は 1 兆 1,700 億円で 13% 増加した。同期間に、中国と「一帯一路」参加国との輸出入総額は 18 兆 7,400 億円で 6% 増加した。そのうち輸出額は 10 兆 5,200 億円で 8.2% 増加し、輸入額は 8 兆 2,200 億円で 3.4% 増加した。

3. 民間企業と外資企業の輸出入が増加

この 11 か月間の民間企業の輸出入総額は 21 兆 9900 億円で、前年同期比 8.7% 増で、中国の対外貿易総額の 55.3% を占め、前年同期比 2 ポイント上昇した。そのうち輸出額は 14 兆 8,600 億円で前年同期比 9.2% 増、中国の輸出総額の 64.5% を占め、輸入額は 7 兆 1,300 億円で前年同期比 7.9% 増で輸入総額の 42.6% を占めた。同期間の外資企業の輸出入総額は、11 兆 6,700 億円で 1.1% 増加し、中国の対外貿易総額の 29.3% を占めた。そのうち輸出は 6 兆 3,600 億円で 2.1% 増加し、輸入は 5 兆 3,100 億円で 0.1% 減少した。国有企業の輸出入総額は、6 兆 400 億円で、0.7% 減少し、中国の対外貿易総額の 15.2% を占めた。そのうち輸出は 1 兆 7,900 億円で 3.9% 増加し、輸入は 4 兆 2,500 億円で 2.5% 減少した。

4. 機械・電気製品は輸出の約 60%を占め、そのうち自動データ処理装置とその部品、集積回路、自動車の輸出は 2 桁増加した

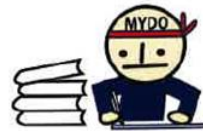
この 11 か月間で、機械・電気製品の輸出額は 13.7 兆で 8.4%増加し、中国の輸出総額の 59.5%を占めた。そのうち自動データ処理設備とその部品は 1.33 兆円で、11.4%増加した。集積回路は 1.03 兆円で、20.3%増加した。携帯電話は 8,744.5 億円で、0.9%減少した。自動車は 7,629.7 億円で、16.9%増加した。同期間の労働集約型製品の輸出は 3.84 兆円で 3.2%増加し、16.7%を占めた。そのうち衣類と服飾品は 1.03 兆円で、0.9%増加した。繊維製品は 9,159.6 億円で 6%増加した。プラスチック製品は 6,810.9 億円で 6.9%増加した。農産物の輸出は 6,573.4 億円で 4.6%増加した。

5. 鉄鉱石、石炭、天然ガスの輸入が増加した

この 11 か月間で、中国は鉄鉱石を 11 億 2,400 万トン輸入し 4.3%増加し、平均輸入価格は 1 トン当たり 768 元（以下同じ）で 3.9%減少した。原油は 5 億 600 万トンで 1.9%減少し、1 トン当たり 4,208.8 円で、0.3%増加した。石炭は 4 億 9,000 万トンで 14.8%増加し、1 トン当たり 6,88.4 円で 12.5%減少した。天然ガスは 1 億 2,000 万トンで 12%増加し、1 トン当たり 3506.2 円で 5.8%減少した。大豆は 9709 万トンで、9.4%増加し、1 トン当たり 3591.7 円で、15.1% 減少した。精製油は 4,494 万トンで 4.5%増加し、トン当たり 4,322.9 円で 4.5%上昇した。また一次成形プラスチックの輸入は 2,633.3 万トンで 2.4%減少し、トン当たり 10,800 円で 0.1%減少した。未加工銅および銅製品は 512.7 万トンで 1.7%増加し、トン当たり 67,700 円で 11.1%増加した。同期間の電気機械製品の輸入は 6.35 兆円で 7.5%増加した。そのうち集積回路は 5,014.7 億円で 14.8%増加し、金額は 2.48 兆円で 11.9%増加した。自動車は 63.7 万台で 11.3%減少し、金額は 2,564.3 億円で 14.9%減少した。

法務情報

企業撤退に際しての土壌汚染対応の要点解説



企業の撤退に際しては、その重要資産である土地所有権が種々の方法で処理される。いずれの方法によるとしても、現在の環境規制の下、特に石油、化学工業、医薬など土壌汚染リスクが高い産業に属する企業の工業用地は、その処理の前に土壌汚染状況の調査を行って汚染の有無を把握しなければならないことが多く、調査の結果、土地の汚染が判明したときは、土地のリスク管理又は修復の要否の評価が必要となり、その場合には、汚染の責任者、リスク管理修復案、関連する費用の負担方法などを明らかにしなければならない。

本稿においては、企業が撤退に際して遭遇することの多い土壌汚染問題の対応方法の要点について解説する。

1. 企業撤退に際して土壌汚染調査が必要となる事情

企業撤退時における土壌汚染調査の要否については、国及び当該地方の法令、各企業の事情、所在地、土地の計画用途、企業退去後の土地の処理方法などにに基づき、個別具体的分析・判断をしなければならない。

「土壌汚染防止法」によると、土壌汚染重点規制組織においては、土地所有権を政府に返還し、又は譲渡するにあたり、土地所有権の回収前に土壌汚染調査を行わなければならないものとされ、各地方の法規によっては、それ以外の組織も、当該調査が義務づけられている。例えば、高リスク産業企業目録を作成し、これに掲げられた企業は土壌汚染重点規制組織か否かにかかわらず、土地所有権の回収・譲渡の前に土壌汚染調査をしなければならないとする湖北省の規定や、自動車完成車製造業、ディスプレイデバイス製造業、集積回路製造業をはじめとする重点発展特色産業の企業に対し、生産経営用地の回収・譲渡の前に土壌汚染調査を行うことを求める北京市の規定が挙げられ、上海市ではさらに厳しく、土地所有権の回収・譲渡前における土壌汚染調査が、あらゆる工業用地使用権者の義務とされている。

これに対し、土地所有権の賃貸借期間が満了して土地所有権者又は所有権者に返還する場合における土壌汚染調査の要否については、法律に明確な規定がなく、通常は、賃貸借契約の規定及び賃貸借期間における土地の使用状況に基づいて、当事者双方がその判断を行う。

また、土地所有権者が株式の譲渡を行う場合において、その土地所有権が当該権利者の重要資産であるとともに、買主が将来的な同地の再開発利用を計画しているときは、売買双方において、土壌汚染調査の実施と、汚染が判明した場合における処理修復義務の分掌などについて合意しておくことが必要となるケースが多い。この合意がなけれ

ば、将来の開発利用に際し、それまで把握していなかった土壤汚染の問題が明らかとなった場合、本来計画されていた開発用途が実現されず、買主に多大な商業上の損失が生じ、売買双方間の高額な訴訟その他紛争へと発展するおそれがある。

2. 土壤汚染調査の方法

法定土壤汚染調査の義務を負う企業は、国の関連する技術規範に従って土壤汚染調査を実施しなければならない。その目的は、政府が行う専門家による審査を円滑に通過するため、調査結果の客観性・科学性・検証可能性を確保することのほか、調査の過程と結論に高度な証明力をもたせることにある。

他方、企業が自ら、又は当事者間の合意に基づいて土壤汚染調査を行うにあたり、国の関連技術規範の要求をすべて充足することは、必ずしも求められていない。例えば、株式譲渡において、当事者双方は、取引目的の円滑な実現のため、自ら土壤汚染調査を行うことができ、この場合においては、当事者は、調査の方法や範囲などについて一定の自主権を有する。

実務上、土壤汚染調査の実施が第三者に委託される場合が多く、「土壤污染防治法」の関連規定は、土壤汚染調査を実際に行う機関に対し、資格証明などの行政許可ではなく、相応の「専門的能力」を要求している。調査機関がこの能力を備えているか否かの判断は、調査機関の選択における重要な一環であり、したがって、企業が土壤汚染調査機関を選定する際には、通常、選定の基礎的な条件を設定した後、土壤汚染調査機関との面談を行い、特定の資料の提供を要求して、専門的な能力の有無を判断することが必要となる。選定した土壤汚染調査機関の能力が不足していると、同機関より発行された調査報告書の証明力に疑いが生じうる。

また、土壤汚染調査の実務では、調査機関から更に別の第三者に対し、試料採取の掘削、検査などの一部作業が再委託されることも多く、この第三者にも相応の資格が求められる。したがって、委託者たる企業は、土壤汚染調査機関の専門的な能力だけでなく、当該機関から再委託を受ける第三者の資格にも注意を払わなければならない。

3. 汚染物質がリスク管理基準を超過した場合における対応方法

土壤汚染調査は、一般に、初期調査と詳細調査の2段階に分けられる。初期調査の結果、土壤の汚染物質含有量がリスク選別値以下であれば、詳細調査なる更なる対応は不要となるが、その数値を超えるときは、詳細調査及びリスク評価を行う必要がある。詳細調査及びリスク評価において、汚染物質含有量がリスク規制値を超えることが判明された場合、リスク管理又は修復措置を講じなければならず、また、土壤汚染リスク評価報告書に定めるリスク管理・修復目標には達せず、政府の審査に合格した土地においては、リスク管理・修復とは関係のない事業の建設を開始することができない。

既述の法律の要求を厳格に実行しない企業は、行政処罰に処せられる。例えば、2022年に生態環境部が公表した典型事例には、土壤汚染初期調査で汚染が判明し、その後の詳細調査とリスク評価の結果に基づいて「江蘇省建設用地土壤汚染リスク管理及び修復目録(第1版)」に追加された土地について、該地の使用権者が、その修復に関する省レベルの審査の合格を得ていないにもかかわらず同地を第三者機関に賃貸し、物流施設の建設が開始され、これを発見した現地の生態環境部門により、自己の主要責任者とともに罰金に処されたという事件が所収されている。

また、リスク管理・修復の過程は、案の策定、実施機関の選定、修復の実施、修復効果の評価とその報告、審査など多くの段階と関わる。企業においては、リスク管理・修復案を慎重に策定し、高度な時間的・経済的コストを支払う準備を整え、事前に予算の手配を行い、かつ企業撤退の全体的なスケジュールへの影響を十分に考慮して、企業撤退の過程における工商、税務、労働などに関する事項の実施期間を調整することが必要となる。

4. おわりに

土壤汚染には不可視性と累積性があり、中国の環境保護監督管理が強化されるに伴って、土壤汚染の問題ゆえに企業の円滑な撤退が妨げられるリスクがますます増大している。土壤汚染状況の調査とその後のリスク評価・管理・修復などの適切な実施が、企業による土壤汚染問題の防止・制御・解決の鍵となる。本稿では、企業の撤退時に多発する土壤汚染問題の対応をめぐるいくつかの要点を論じてきたが、参考となれば幸いである



鉄道旅客輸送における全面的デジタル化電子発票を使用普及

鉄道旅客輸送発票の電子化改革を推進するために、このたび、国家税務総局など 3 部門は共同で、「鉄道旅客輸送における全面的デジタル化電子発票の使用普及に関する公告」(国家税務総局 財政部 中国国家鉄道集团有限公司 2024 年第 8 号)を公表しました。本公告は 2024 年 11 月 1 日から施行され、主な内容は次の通りです。

- 1、 鉄道旅客輸送における電子発票(鉄道電子乗車券)は、全面的にデジタル化された発票であり、基本内容は、発票番号、発行日、購入者情報、旅客身分証番号、乗車情報、チケット価額及び QR コードなどが含まれる。
- 2、 旅客は乗車終了後、または払い戻しや変更手数料を支払った後、180 日以内に鉄道 12306 の Web サイトまたは携帯アプリを通じて電子発票を取得、照会、ダウンロード、印刷することが可能となる。
- 3、 会社経費として精算が必要となる旅客は、電子発票を取得しなければならない。乗車日が 2025 年 9 月 30 日以前の場合、旅客が取得した鉄道切符(紙の精算伝票)での経費精算は引き続き可能となるが、鉄道切符(紙の精算伝票)と電子発票の二重発行はできない。
- 4、 増値税一般納税者で国内の鉄道旅客輸送サービスを購入する場合、電子発票を増値税控除証憑とし、現行規定に基づいて仕入税額を確定する。それに、税務デジタルアカウントを通じて電子発票の照会、ダウンロード、印刷および用途確認などを行うことが可能となる。
- 5、 増値税一般納税者は電子発票による仕入控除税額を、納税申告時に「増値税及び付加消費税申告表添付資料(二)」(当期仕入税額明細)の「認証済み増値税専用発票」の該当欄に記入する。乗車日が 2025 年 9 月 30 日以前の鉄道切符(紙の精算伝票)は、従来通りの規定に基づいて仕入税額の計算に使用できる。
- 6、 購入者の情報記入ミスなどにより電子発票を再発行する場合、鉄道旅客輸送企業は関連規定に基づいて赤字の電子発票を発行する。

※添付資料:電子発票(鉄道電子乗車券)のフォーマット

电子发票 (铁路电子客票)

国家税务总局 国家税务总局

发票号码: 开票日期:

车次发到站区

日期席位区

票价信息区

旅客信息区

原票信息区

二维码

电子客票号: 标识信息区 原发票号码:

购买方名称: 统一社会信用代码:

提示信息区



ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 105 回 ： “管理の原点“は、《2S》“経営の基本ツール”は、《2S 思想》！

令和も、7年目を迎えました。そして、私は満81歳を迎えました。
この歳になると、健康で、元気であることに、自分自身と家族はじめ、周囲の方々に感謝の気持ちが、自然と膨らみます。
さて、今回のテーマに、『経営の基本ツール=2S 思想』を取り上げましたが、このテーマは、この1年を基本に忠実に事を進めることの意義を再認識していただきたいのです。その意味で、年の初めに当たり、掲げるのには、格好のテーマだと思います。
私が40歳から入社した「下請け・中小・製造業」では、この「2S」や、それから展開された「5S」などの言葉が、口々に語られ、大きな張り紙に掛かれて壁に貼られていました。
ちなみに、「2S」とは、「整理(Seiri)」「整頓(Seiton)」の「S」をとったもので、「整理」とは、“要るもの”と“要らないもの”を区別すること。「整頓」とは、“要るもの”が、すぐ取り出せる状態にしておくこと。
ところが、私が赴任した工場は、通路にはモノがあふれ、お客さんが来られると、きれいになり、数日後には、またもとの状態に戻っています。また、食堂の階段には、つまようじが落ちており、誰も拾おうとしません。
この会社の実態は、「2S」や「5S」は看板倒れで、その意味を真剣に考える人なんていなかったのです。
私は、「掲げたスローガンが、なぜ、守らないのだろう？」・・・と不思議でした。考えてみると、実は、誰もが唱えているだけで、その言葉の意味を理解しようとする人がいなかったのです。そのことは、工場にとって、①人の無駄な動きを必然化している(人件費ロス)、②要らない無駄なものが多い(部材のロスに繋がる)、③2S(「要るもの」と「要らないもの」を区別する事、「要るものがすぐ取り出せる状態にすること)の意味が、理解できていない、④工場全体をしっかりと指揮する指導者が不在状態・・・だったのです。
私は、この「2S」という言葉を重く受け止め、“物事の考え方”や、“行動の基本ツール”にしようと考えました。
そこで、「2S」を、全ての経営資源(人・モノ・カネ・情報・得意先・仕入先・・・)に適用すれば、生産性改善や経営改善に繋がる・・・と考えたのです。つまり、「2S」は、“管理の原点”であり、“経営の基本ツール”に繋がっていくのです。
皆さん、今年1年を、この「2S 思想」の活用で、“いい経営”、“いい人生”を展開されんことを願っています。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>